

社会福祉法人水交会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水交会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。常務理事については、別に定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 この規程でいう委員とは、評議員選任・解任委員会の委員をいう。

(理事会、評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合及びその他理事長が認める業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(委員の報酬)

第6条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、監事からの委員については、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費交通費等を支給することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する

附 則

この規程は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円
評議員会出席報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円
理事及び評議員業務報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円
監事監査指導報酬等	4, 7 6 0 円	5 0 0 円